

ID: 52

担当部署: 教育委員会事務局

| | | | |
|---|------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 利用カードの交付 | | |
| 例規名 根拠条項 | 八頭町立図書館規則 第8条第1項 | | |
| 例規番号 | 平成17年教育委員会規則第15号 | | |
| <p>【根拠条文】 (利用カード) 第8条 館長は、前条の登録者に対して、八頭町図書利用者カード(以下「カード」という。)を交付する。</p> <p>2 交付されたカードは、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>3 カードが不要になったときは、速やかに返納しなければならない。</p> <p>4 カードを紛失したとき、又は住所その他に異動が生じたときは、速やかに届け出なければならない。</p> <p>5 カードが登録者以外の者によって使用され損害が生じた場合、その責任は登録者が負うものとする。</p> <p>6 カードの交付は、登録の際は無料とする。ただし、再交付を希望する者に対しては実費を徴収するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第7条の規定による。 (個人貸出しの手続) 第7条 資料の貸出しを受けようとする者は、個人用図書利用者カード申込書(様式第1号)に所定の事項を記入し、住所及び氏名を証明するに足りると館長が認める書類を提示して貸出登録を受けなければならない。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成26年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |